

特殊詐欺対策機器の購入費の一部を 助成する制度が始まります

近年、増加する特殊詐欺被害の未然防止を図るため、**特殊詐欺対策機器の購入に要する費用の一部を助成**する制度を創設しました。

補助対象者

市内に住所を有し、**令和6年3月31日現在、65歳以上**となる方で、次の①～③のいずれかの要件を満たす方

- ①65歳以上のひとり暮らしの方
- ②65歳以上の方のみで構成される世帯の方
- ③日中に住居に65歳以上の方のみとなることが常態である世帯の方



補助対象となる機器

通話録音機能や着信拒否機能を内蔵する固定電話機または同様の機能がある固定電話機に接続する機器

補助対象となる経費

特殊詐欺対策機器の**購入費および設置工事費**

補助金額

補助対象となる経費の**2分の1**以内(上限は6千円)
※100円未満は切捨て

申請開始日

8月1日(火)から受付を開始

受付場所

本庁舎**北館3階 危機管理課**または**各支所**で受け付けます。

交付申請時提出書類

- ・交付申請書
- ・特殊詐欺対策機器の見積書
- ・特殊詐欺対策機器のカタログ等

注意点

- ・**機器購入前に必ず補助金の交付申請をしてください。**
- ・この補助金は、**予算が無くなり次第終了となります**ので、購入を検討されている方は、お早めにお手続きしてください。

提出書類、その他詳細については、危機管理課にお問い合わせいただくか、市ホームページをご覧ください。
申請書類は受付場所にも設置しています。

市ホームページは
こちらから →



犯罪の抑止と地域の防犯力を図るため、**自治会による防犯カメラの設置に要する費用の一部を助成**する制度も創設しています。

防犯カメラを設置する自治会に対し、補助対象となる経費の合計の2分の1(上限34万円)を助成します。各自治会においては、ぜひご検討ください。
※事業に関心がありましたら、事前に危機管理課にご相談ください。



詳細はこちら

☎ 危機管理課 ☎ (55)7130